

令和6年度倉吉市ごみ収集日程表（4月～9月）《後期日程は裏面》

倉吉市公式LINE内の「ごみの日リマインダー」「ごみの出し方検索」もご利用ください

【例】自治公民館が「福庭」の場合⇒区域番号1⇒すべての日程の1の欄をご覧ください。
お住まいの自治公民館の区域番号にマーカーする等しるしをつけておきましょう！

区域番号一覧表

地区名	自治公民館名	区域番号	地区名	自治公民館名	区域番号
上井地区	福庭 福庭東	1	灘手地区	北面 穴沢 尾原 別所 穴田 鋤 谷 津原 半坂	21
	上井町1丁目東 上井町1丁目西	2		越殿町 旭田町 金森町 福吉町 福吉町2丁目 東岩倉町	22
	清谷	3		西岩倉町 河原町・広瀬町・越中町の一部	
	海田西町河北町 河北団地	4	明倫地区	河原町・広瀬町・越中町の一部	23
	天神町 旭西(東側) 旭北 大平町 海田東町 海田南町	5		余戸谷町 みどり町 八幡町 鍛冶町1丁目 瀬崎町	24
	上井本町 上井柳町	6		鍛冶町2丁目	25
西郷地区	旭東 旭南 旭西(西側)	7	社地区	馬場町 和田東町 和田 寺谷 大谷茶屋 上神 不入岡	
	山根の一部 伊木(西側) 山根茶屋(旧道沿い)	8		国府 大谷 大沢	26
	山根 伊木(東側) 伊木(中) 虹ヶ丘町	9		国分寺 西福守町 秋喜 秋喜西町 秋喜新町 福光 横田	
上北条地区	八屋 下余戸 上余戸住宅 上余戸 栗尾 大原 広栄町	10	北谷地区	黒見	27
	小田東 小田 古川沢 下古川 井手畑 新田 中江 中江西 大塚 穴窪	11		オケ崎 三江 福本 福富 沢谷 杉野 倅谷 中野 長谷 森 大河内 汗干 つつじが丘 藤井谷 横谷 仙隠 志津 尾田	
上灘地区	駄経寺町 米田町 円谷町 新陽町	12		鴨川町 鴨川町南	28
	下田中町 上灘町	13		生田	29
	見日町 三明寺東 三明寺西 東巖城町 田内	14		打吹団地 丸山町 西倉吉町 福守町	30
	昭和町 幸町	15	小鴨地区	富海 下大江 東鴨新町 長坂町 長坂新町 弓削 大宮 岩倉 菅原 小鴨 中河原 中河原2	31
成徳地区	魚町 葵町 東町 住吉町 湊町 荒神町 仲ノ町 堺町1丁目 東仲町 西仲町	16		北野 北野住宅	32
	堺町2丁目 堺町3丁目 研屋町 新町1丁目 新町2丁目 明治町 明治町2丁目 大正町 大正町2丁目の一部 宮川町 宮川町2丁目	17		天神野 西鴨	33
	新町3丁目 西町	18	上小鴨地区	蔵内 上古川 広瀬 石塚 福山 若土 耳 中田 生竹 生竹仙隠 住吉	34
	大正町2丁目の一部	19			
	下米積 若葉町1丁目 若葉町2丁目 上米積本郷 上米積東 上米積西 下福田 上福田 福積 岡 般若 棕波 横手 立見 大立 上大立 河来見 桜 服部 旭原 今在家 勝負谷 妻ノ神 昭和	20	関金地区	笹ヶ平 野添 小泉 米富 福原 明高 真野原 堀 鴨ヶ丘 南堀 今西 泰久寺 松河原 大鳥居 駅前 八王子 安歩 上町 中町 本町 滝川 金谷 大坪 城山 大坪団地 マロニエ団地 郡家 山口	35
高城地区					

可燃ごみ ※収集日の前夜に出してください。 ※分別がされておらず、可燃ごみに缶・びん等が混ざっている場合、収集できません。

区域番号	曜日	収集しない日	休日収集する日
1 2 9 10 16 17 23 24	月・木	5/6(月) 8/15(木) 9/23(月)	4/29(月) 7/15(月) 8/12(月) 9/16(月)
3 4 5 上井本町の一部 12 13 14 15 住吉町の一部 18 19 20 22 27 生竹仙隠	火・金	5/3(金) 8/13(火)	
6 7 8 11 21 25 26 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く) 35	水・土	5/4(土) 8/14(水)	

びん類・缶類(スプレー缶含)・不燃ごみ・小型家電・有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電機一体型製品)

※収集品目をお間違えないよう、収集日の前夜にコンテナに入れてください。

区域番号	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1 2 3	月	1 缶 8 びん 15 小電 22 不燃	29 缶 6 休 13 びん 20 不燃 27 有害	3 缶 10 びん 17 缶 24 不燃	1 缶 8 びん 15 小電 22 不燃 29 缶	5 びん 12 不燃 19 有害 26 缶	2 びん 9 缶 16 不燃 23 休 30 缶
4 5 6 7 8 伊木(中) 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く)	火	2 缶 9 びん 16 缶 23 不燃 30 缶	7 缶 14 小電 21 不燃 28 缶	4 びん 11 不燃 18 有害 25 缶	2 びん 9 缶 16 不燃 23 缶 30 びん	6 小電 13 休 20 不燃 27 缶	3 びん 10 不燃 17 有害 24 缶
12 13 14 15 18 19 21 22 23 24 35	水	3 びん 10 缶 17 不燃 24 缶	1 小電 8 びん 15 不燃 22 缶 29 びん	5 不燃 12 有害 19 缶 26 びん	3 缶 10 不燃 17 缶 24 びん 31 小電	7 不燃 14 休 21 缶 28 びん	4 不燃 11 有害 18 缶 25 びん
9(伊木(中)を除く) 10 20 16(荒神町の一部) 27 新町2丁目の一部 生竹仙隠	木	4 びん 11 缶 18 不燃 25 缶	2 びん 9 小電 16 不燃 23 缶 30 びん	6 不燃 13 有害 20 缶 27 びん	4 缶 11 不燃 18 缶 25 びん	1 小電 8 不燃 15 休 22 缶 29 びん	5 不燃 12 有害 19 缶 26 びん
11 17 荒神町の一部 25 26	土	6 有害 13 缶 20 びん 27 缶	4 休 11 不燃 18 缶 25 びん	1 小電 8 不燃 15 缶 22 びん	6 有害 13 缶 20 びん 27 缶	3 不燃 10 缶 17 小電 24 不燃 31 缶	7 缶 14 びん 21 不燃 28 有害

使用済みてんぷら油(廃食用油)の回収

★植物性の使用済みてんぷら油は、回収ボックス内のタンクに注いでください。 回収ボックスは、上北条、上井、西郷、成徳、明倫、灘手、社、北谷、高城、小鴨、上小鴨の各コミュニティセンター、市役所本庁舎東側ごみ置き場、旧水道局庁舎、関金庁舎北玄関に設置しています。

★出し方のポイント★

ごみを出すには、各収集場所の管理者(自治公民館やアパート管理会社等)に収集品目や利用方法等を確認したうえで、出してください。

可燃ごみ

・倉吉市指定袋で出してください。

・生ごみは十分に水きりをしてください。

・ごみ袋の口は、しっかり結んでください。

びん類・缶類・不燃ごみ・小型家電

・ナイロン袋等から出して、コンテナに入れてください。

・びん類、缶類は中を洗って、ふたを外して出してください。

・ビールびん、一升びんはびん類で出せますが、リサイクルのため販売店で回収してもらうか資源回収活動へ出してください。

・カセットガスボンベ、スプレー缶(※錆びた物も含む)は、中身を使いきってから、穴をあけて缶類の日に出してください。

・小型家電とは、電池やコンセントから電力を受けて動く家電製品です。ただし、テレビ等の家電リサイクル法対象品目(下記参照)は出さないでください。

・小型家電の大きさは、一斗缶[23cm×23cm×35cm]より小さいものです。(詳細な品目はホームページ等をご確認ください)

有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電機一体型製品)

・蛍光管は、購入した際の箱に入れるか新聞紙にくるんで出してください。

・乾電池、コイン・ボタン電池、ピン型電池は、+極と-極にテープを貼って絶縁してください。

・充電機が外せない小型家電などは、そのままの状態を出してください。

再生資源

・布類はひもで結ぶか透明な袋に入れて出してください。

・発泡スチロール・トレイは、白色のものが対象です。汚れたものや色つき食品用トレイ、カップ麺等の容器は、可燃ごみに出してください。

・ペットボトルは必ずキャップを外して、中を洗い、ラベルを取り除いてから専用ネットにつぶさないで入れてください。(キャップは可燃ごみに出してください。)

①新聞・チラシ広告、②雑誌・雑紙類、③段ボール、④牛乳パック等は、それぞれひもで結んで出してください。

粗大ごみ

・縦横 80cm 以内で、長さが 2m 以内の物に限ります。2m を超える物は、2m 以内に切断してから出してください。

★ごみの区分と出し方を守り、ごみの減量と資源化にご協力ください。

★ごみを出すには、各収集場所の管理者(自治公民館やアパート管理会社等)に収集品目や利用方法等を確認したうえで、出してください。

再生資源

※収集日当日の午前8時までにしてください。午前8時以降に収集します。

区域番号	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
20	月	1	1(水)	3	1	5	2
11	火	2	7	4	2	6	3
1 3 4	水	3	8	5	3	7	4
5 7	木	4	9	6	4	1	5
2(上井町1丁目西) 6	金	5	10	7	5	2	6
15 21	月	8	13	10	8	19	9
10	火	9	14	11	9	10(土)	10
12	水	10	15	12	10	24(土)	11
13 14	木	11	16	13	11	8	12
2(上井町1丁目東) 8 9	金	12	17	14	12	9	13
26	月	15	20	17	22	23(金)	30
25	火	16	21	18	16	20	17
30 32	水	17	22	19	17	21	18
29 31	木	18	23	20	18	22	19
28 33 34	金	19	24	21	19	16	20
17 19	月	22	27	24	29	26	21(土)
16 18	火	23	28	25	23	27	24
27	水	24	29	26	24	28	25
22 23	木	25	30	27	25	29	26
24 35	金	26	31	28	26	30	27

★ほうきリサイクルセンターに直接搬入するもの

- ・スプリング入りのソファやベッド等、素材により解体してから搬入するものがあります。詳細は HP または別冊子「ごみの区分と出し方」をご確認ください。
- ・健康器具、鉄アレイ、タイヤチェーン、ジャツキ、流し台、空の消火器(1～10 型)、ドラム缶(半分にしたもの)、オルガン等。
- ・引越し、庭木の刈込みなどによる多量のごみ。
- ・ほうきリサイクルセンター(倉吉市蔵城 1637-9 TEL:26-9890)への直接搬入は、ごみ処理手数料がかかります。
- ★ほうきリサイクルセンターの搬入時間
- ・月～金曜日:8:30～16:30 土曜日:8:30～11:30 (日曜・祝祭日は原則休み)

粗大ごみ

※収集日当日の午前8時までにしてください。午前8時以降に収集します。

区域番号	可燃性粗大(もえる)	不燃性粗大(もえない)
1 2 3	4/12(金) 8/23(金)	6/7(金)
4 5 6 7	4/19(金) 8/30(金)	6/21(金)
8 9 10	4/5(金) 8/2(金)	5/31(金) 9/27(金)
11	4/16(火) 8/27(火)	6/18(火)
12 13	4/3(水) 7/3(水)	6/5(水)
14 15	4/2(火) 7/23(火)	6/4(火)
16 17 18 19	4/11(木) 7/25(木)	6/6(木)
20	5/17(金) 9/20(金)	7/26(金)
21	5/14(火) 9/3(火)	7/2(火)
22	5/10(金) 9/6(金)	6/28(金)
23 24	5/9(木) 9/5(木)	6/20(木)
25	5/23(木) 9/12(木)	7/18(木)
26	5/24(金) 9/13(金)	7/19(金)
27	5/15(水) 9/4(水)	7/3(水)
28 29 30 31 32 33 34	6/13(木) 9/26(木)	7/11(木)
35	7/5(金)	7/12(金)

★販売店・産業廃棄物処理業者等に引取を依頼するもの

- ・タイヤ、ホイールカバー、バッテリー、キャリア、その他自動車部品等。
- ・金属塊、頑強な機械類、建築廃材、土、ブロック、農業用資材、医療廃棄物等。
- ★家電リサイクル法対象品目、パソコン
- ・テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫は、買い替えをする店、購入した店、量販店等に引取を依頼してください。
- ・パソコンは、ほうきリサイクルセンターに持ち込むか、メーカーに回収を依頼してください。
- ・ノートパソコンは、小型家電回収ボックスに出すことができます。

問い合わせ

倉吉市役所 環境課 TEL 22-8168

令和6年度 倉吉市ごみ収集日程表(10月～3月)

スプレー缶は穴を空けて缶類の日に出しましょう

【例】自治公民館が「福庭」の場合⇒区域番号1⇒すべての日程の1の欄をご覧ください。

お住まいの自治公民館の区域番号にマーカーする等しるしをつけておきましょう！

区域番号一覧表

地区名	自治公民館名	区域番号	地区名	自治公民館名	区域番号
上井地区	福庭 福庭東	1	灘手地区	北面 穴沢 尾原 別所 穴田 鋤 谷 津原 半坂	21
	上井町1丁目東 上井町1丁目西	2		越殿町 旭田町 金森町 福吉町 福吉町2丁目 東岩倉町	22
	清谷	3		西岩倉町 河原町・広瀬町・越中町の一部	23
	海田西町河北町 河北団地	4		河原町・広瀬町・越中町の一部	24
	天神町 旭西(東側) 旭北 大平町 海田東町 海田南町	5	社地区	余戸谷町 みどり町 八幡町 鍛冶町1丁目 瀬崎町	25
	上井本町 上井柳町	6		鍛冶町2丁目	26
	旭東 旭南 旭西(西側)	7		馬場町 和田東町 和田 寺谷 大谷茶屋 上神 不入岡	27
西郷地区	山根の一部 伊木(西側) 山根茶屋(旧道沿い)	8		国府 大谷 大沢	28
	山根 伊木(東側) 伊木(中) 虹ヶ丘町	9	北谷地区	国分寺 西福守町 秋喜 秋喜西町 秋喜新町 福光 横田 黒見	29
上北条地区	八屋 下余戸 上余戸住宅 上余戸 栗尾 大原 広栄町	10		オケ崎 三江 福本 福富 沢谷 杉野 悴谷 中野 長谷 森 大河内 汗干 つつじが丘 藤井谷 横谷 仙隠 志津 尾田	30
	小田東 小田 古川沢 下古川 井手畑 新田 中江 中江西 大塚 穴窪	11		鴨川町 鴨川町南	31
上灘地区	駄経寺町 米田町 円谷町 新陽町	12		生田	32
	下田中町 上灘町	13	小鴨地区	打吹団地 丸山町 西倉吉町 福守町	33
	見日町 三明寺東 三明寺西 東巖城町 田内	14		富海 下大江 東鴨新町 長坂町 長坂新町 弓削 大宮 岩倉 菅原 小鴨 中河原 中河原2	34
	昭和町 幸町	15		北野 北野住宅	35
成徳地区	魚町 葵町 東町 住吉町 湊町 荒神町 仲ノ町 堺町1丁目 東仲町 西仲町	16	上小鴨地区	天神野 西鴨	36
	堺町2丁目 堺町3丁目 研屋町 新町1丁目 新町2丁目 明治町 明治町2丁目 大正町 大正町2丁目の一部 宮川町 宮川町2丁目	17		蔵内 上古川 広瀬 石塚 福山 若土 耳 中田 生竹 生竹仙隠 住吉	37
	新町3丁目 西町	18	関金地区	笹ヶ平 野添 小泉 米富 福原 明高 真野原 堀 鴨ヶ丘 南堀 今西 泰久寺 松河原 大鳥居 駅前 八王子 安歩 上町 中町 本町 滝川 金谷 大坪 城山 大坪団地 マロニエ団地 郡家 山口	38
	大正町2丁目の一部	19			39
	下米積 若葉町1丁目 若葉町2丁目 上米積本郷 上米積東 上米積西 下福田 上福田 福積 岡 般若 棕波 横手 立見 大立 上大立 河来見 桜 服部 旭原 今在家 勝負谷 妻ノ神 昭和	20			40

区域番号	曜日	収集しない日	休日収集する日
1 2 9 10 16 17 23 24	月・木	10/14(月) 11/4(月) 1/2(木) 2/24(月) 3/20(木)	12/30(月) 1/13(月)
3 4 5 上井本町の一部 12 13 14 15 住吉町の一部 18 19 20 22 27 生竹仙隠	火・金	1/3(金) 2/11(火)	12/31(火)
6 7 8 11 21 25 26 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く) 35	水・土	11/23(土) 1/1(水)	

びん類・缶類(スプレー缶含)・不燃ごみ・小型家電・有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電機一体型製品)

※収集品目をお間違えないよう、収集日の前夜にコンテナに入れてください。

区域番号	曜日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 2 3	月	7 休 21 小電 不燃	4 休 11 缶 18 びん 25 不燃 有害	9 缶 16 びん 23 缶 30 不燃	6 缶 13 びん 20 小電 不燃	3 缶 10 びん 17 不燃 休 有害	3 缶 10 びん 17 缶 24 31 不燃
4 5 6 7 8 伊木(中) 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く)	火	1 びん 8 缶 不燃 缶 29 びん	5 小電 不燃 缶 12 びん 19 缶 26 びん 不燃 有害	10 缶 17 びん 24 びん 31 缶 不燃	7 不燃 缶 14 びん 21 小電 不燃	4 不燃 休 缶 18 びん 25 びん 不燃 有害	4 不燃 休 缶 18 びん 25 びん 不燃 有害
12 13 14 15 18 19 21 22 23 24 35	水	2 缶 9 不燃 缶 23 びん 30 小電	6 不燃 缶 13 びん 20 びん 27 不燃 有害	11 缶 18 びん 25 缶 不燃	1 休 不燃 缶 8 びん 15 缶 22 小電 びん	5 不燃 缶 12 びん 19 缶 26 有害	5 不燃 缶 12 びん 19 缶 26 缶 不燃
9(伊木(中)を除く) 10 20	木	3 缶 不燃 缶 17 びん 24 小電	7 不燃 缶 14 びん 21 缶 28 不燃 有害	12 缶 19 缶 26 缶 不燃	2 休 不燃 缶 9 びん 16 缶 23 小電 びん	6 不燃 缶 13 びん 20 缶 27 有害	6 不燃 缶 13 びん 20 缶 27 休 びん 不燃
16(荒神町の一部) 27 新町2丁目の一部 生竹仙隠	金	4 びん 不燃 有害 缶 25 缶 不燃	1 びん 缶 8 不燃 缶 15 缶 22 びん 29 小電 不燃	6 缶 13 缶 20 缶 27 びん 不燃 有害	3 休 不燃 有害 缶 10 びん 17 缶 24 びん 31 びん	7 缶 14 缶 21 缶 28 小電 不燃	7 缶 14 缶 21 缶 28 小電 不燃
11 17 25 26 荒神町の一部	土	5 缶 びん 12 缶 19 缶 26 不燃	2 缶 びん 小電 缶 9 びん 16 缶 23 不燃 有害	7 缶 14 缶 21 缶 28 不燃 有害	4 缶 びん 18 缶 25 不燃	1 缶 8 小電 缶 15 缶 22 不燃 有害	1 缶 8 小電 缶 15 缶 22 缶 有害 缶 29

使用済みてんぷら油(廃食用油)の回収

★植物性の使用済みてんぷら油は、回収ボックス内のタンクに注いでください。回収ボックスは、上北条、上井、西郷、成徳、明倫、灘手、社、北谷、高城、小鴨、上小鴨の各コミュニティセンター、市役所本庁舎東側ごみ置き場、旧水道局庁舎、関金庁舎北玄関に設置しています。

★出し方のポイント★

可燃ごみ

・倉吉市指定袋で出してください。

・生ごみは十分に水きりをしてください。

・ごみ袋の口は、しっかり結んでください。

びん類・缶類・不燃ごみ・小型家電

・ナイロン袋等から出して、コンテナに入れてください。

・びん類、缶類は中を洗って、ふたを外して出してください。

・ビールびん、一升びんはびん類で出せますが、リサイクルのため販売店で回収してもらってから資源回収活動へ出してください。

・カセットガスボンベ、スプレー缶(※錆びた物も含む)は、中身を使いきってから、穴をあけて缶類の日に出してください。

・小型家電とは、電池やコンセントから電力を受けて動く家電製品です。ただし、テレビ等の家電リサイクル法対象品目(下記参照)は出さないでください。

・小型家電の大きさは、一斗缶[23cm×23cm×35cm]より小さいものです。(詳細な品目はホームページ等をご確認ください)



有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電機一体型製品)

・蛍光管は、購入した際の箱に入れるか新聞紙にくるんで出してください。

・乾電池、コイン・ボタン電池、ピン型電池は、+極と-極にテープを貼って絶縁してください。

・充電機が外せない小型家電などは、そのままの状態を出してください。

再生资源

・布類はひもで結ぶか透明な袋に入れて出してください。

・発泡スチロール・トレーは、白色のものが対象です。汚れたものや色つき食品用トレー、カップ類等の容器は、可燃ごみに出してください。

・ペットボトルは必ずキャップを外して、中を洗い、ラベルを取り除いてから専用ネットにつぶさないで入れてください。(キャップは可燃ごみに出してください。)

・①新聞・チラシ広告、②雑誌・雑紙類、③段ボール、④牛乳パック等は、それぞれひもで結んで出してください。

粗大ごみ

・縦横80cm以内で、長さが2m以内の物に限ります。2mを超える物は、2m以内に切断してから出してください。

★ごみの区分と出し方を守り、ごみの減量と資源化にご協力ください。

★ごみを出すには、各収集場所の管理者(自治公民館やアパート管理会社等)に収集品目や利用方法等を確認したうえで、出してください。

区域番号	曜日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20	月	7	2(土)	2	6	3	3
11	火	1	5	3	7	4	4
1 3 4	水	2	6	4	8	5	5
5 7	木	3	7	5	9	6	6
2(上井町1丁目西) 6	金	4	8	6	10	7	7
15 21	月	21	11	9	11(土)	10	10
10	火	8	12	10	14	8(土)	11
12	水	9	13	11	15	12	12
13 14	木	10	14	12	16	13	13
2(上井町1丁目東) 8 9	金	11	15	13	17	14	14
26	月	29(火)	18	16	20	17	17
25	火	15	19	17	21	18	18
30 32	水	16	20	18	22	19	19
29 31	木	17	21	19	23	20	27
28 33 34	金	18	22	20	24	21	21
17 19	月	28	25	23	27	22(土)	24
16 18	火	22	26	24	28	25	25
27	水	23	27	25	29	26	26
22 23	木	24	28	26	30	27	31(月)
24 35	金	25	29	27	31	28	28

★ほうきりサイクルセンターに直接搬入するもの

・スプリング入りのソファやベッド等、素材により解体してから搬入するものがあります。詳細はHPまたは別冊子「ごみの区分と出し方」をご確認ください。

・健康器具、鉄アレイ、タイヤチェーン、ジャッキ、流し台、空の消火器(1～10型)、ドラム缶(半分にしたもの)、オルガン等。

・引越し、庭木の刈込みなどによる多量のごみ。

・ほうきりサイクルセンター(倉吉市蔵城 1637-9 TEL:26-9890)への直接搬入は、ごみ処理手数料がかかります。

★ほうきりサイクルセンターの搬入時間

・月～金曜日:8:30～16:30 土曜日:8:30～11:30(日曜・祝祭日は原則休み)

区域番号	可燃性粗大(もえる)	不燃性粗大(もえない)
1 2 3	12/6(金)	10/4(金) 2/14(金)
4 5 6 7	12/13(金)	10/11(金) 2/21(金)
8 9 10	11/22(金)	2/7(金)
11	12/10(火)	10/15(火) 2/18(火)
12 13	12/4(水)	10/2(水) 2/5(水)
14 15	12/3(火)	10/1(火) 2/4(火)
16 17 18 19	12/5(木)	10/17(木) 2/13(木)
20	1/31(金)	11/15(金) 3/21(金)
21	1/14(火)	11/5(火) 3/4(火)
22	1/17(金)	11/1(金) 2/28(金)
23 24	1/16(木)	10/31(木) 2/20(木)
25	1/23(木)	11/21(木) 3/27(木)
26	1/24(金)	11/22(金) 3/28(金)
27	1/15(水)	11/6(水) 3/5(水)
28 29 30 31 32 33 34	1/9(木)	11/14(木) 3/13(木)
35	11/1(金) 3/7(金)	11/8(金) 3/14(金)

★販売店・産業廃棄物処理業者等に引取を依頼するもの

・タイヤ、ホイールカバー、バッテリー、キャリア、その他自動車部品等。

・金属塊、頑強な機械類、建築廃材、土、ブロック、農業用資材、医療廃棄物等。

★家電リサイクル法対象品目、パソコン

・テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫は、買い替えをする店、購入した店、量販店等に引取を依頼してください。

・パソコンは、ほうきりサイクルセンターに持ち込むか、メーカーに回収を依頼してください。

・ノートパソコンは、小型家電回収ボックスに出すことができます。